

議案第 20 号

杉並区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 14 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立公園条例の一部を改正する条例

杉並区立公園条例（昭和 51 年杉並区条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「又は緑地」を削る。

第 3 条の 2 を第 3 条の 7 とし、第 3 条の次に次の 5 条を加える。

（都市公園の設置基準）

第 3 条の 2 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次条及び第 3 条の 4 に定めるとおりとする。

（都市公園の敷地面積の標準）

第 3 条の 3 都市公園の設置における区の区域内の法第 2 条第 1 項に規定する都市公園の当該区域内の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第 3 条の 4 区が次に掲げる都市公園を設置する場合は、当該都市公園の特質に応じて区の区域内における当該都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

（1）主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25 ヘクタールを標準として定めること。

（2）主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2 ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(公園施設の建築面積の基準)

第3条の5 法第4条第1項本文に規定する建築面積に係る条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第3条の6 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次項から第5項までに定めるとおりとする。

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。)第1条の2で定める災害応急対策に必要な施設である建築物(次項に掲げる建築物を除く。)を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

3 前項に規定する休養施設若しくは教養施設である建築物のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する建築物又は同項に規定する備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設である建築物を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の20(同項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。)を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第1条の3で定める建築物

(2) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

4 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第2条で定めるものを設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条及び前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

5 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3項に規定する建築物を除く。）を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条及び前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

別表第1中	杉並区立天沼一丁目児童遊園	杉並区天沼一丁目2番11号
	杉並区立和泉四丁目緑地	杉並区和泉四丁目17番
	杉並区立和泉二丁目緑地	杉並区和泉二丁目17番
	杉並区立善福寺二丁目緑地	杉並区善福寺二丁目24番
	杉並区立成田西四丁目緑地	杉並区成田西四丁目5番
	杉並区立浜田山四丁目緑地	杉並区浜田山四丁目5番

を「杉並区立天沼一丁目児童遊園 | 杉並区天沼一丁目2番11号」に改める。

1,422円
842円
140円
350円
702円
121円
140円
350円
702円
1,053円
1,053円

1,340円
794円
119円
297円
595円
99円
119円
297円
595円
993円
993円

別表第3中

421円
1,053円
地上露出部分 501円
地下部分 350円
385円
572円
8,352円
1,478円
13,050円
31円
34円

を

397円
993円
地上露出部分 601円
地下部分 297円
462円
686円
7,920円
1,402円
12,375円
33円
33円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立公園条例別表第3の規定は、施行日以後の公園の占用に係る占用料について適用し、施行日前の公園の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

都市公園法の一部が改正されたことに伴い、都市公園の設置基準等を定めるとともに、公園の占用料を改定する等の必要がある。

杉並区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「都市公園以外の公園」とは、都市公園以外の区立の公園_____をいい、区が当該公園_____に設ける公園施設に準ずる施設を含むものとする。</p> <p>4～6 略</p> <p>（都市公園の設置基準）</p> <p><u>第3条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第3条の4に定めるとおりとする。</u></p> <p>（都市公園の敷地面積の標準）</p> <p><u>第3条の3 都市公園の設置における区の区域内の法第2条第1項に規定する都市公園の当該区域内の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。</u></p> <p>（都市公園の配置及び規模の基準）</p> <p><u>第3条の4 区が次に掲げる都市公園を設置する場合は、当該都市公園の特質に応じて区の区域内における当該都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「都市公園以外の公園」とは、都市公園以外の区立の公園<u>又は緑地</u>をいい、区が当該公園<u>又は緑地</u>に設ける公園施設に準ずる施設を含むものとする。</p> <p>4～6 略</p>

慮するほか、次に掲げるところにより
その配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の
利用に供することを目的とする都市
公園は、街区内に居住する者が容易
に利用することができるように配置
し、その敷地面積は、0.25ヘク
タールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利
用に供することを目的とする都市公
園は、近隣に居住する者が容易に利
用することができるように配置し、
その敷地面積は、2ヘクタールを標
準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する
者の利用に供することを目的とする
都市公園は、徒歩圏域内に居住する
者が容易に利用することができるよ
うに配置し、その敷地面積は、4ヘ
クタールを標準として定めること。

(公園施設の建築面積の基準)

第3条の5 法第4条第1項本文に規定
する建築面積に係る条例で定める割合
は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第3条の6 法第4条第1項ただし書の
条例で定める範囲は、次項から第5項
までに定めるとおりとする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。）第1条の2で定める災害応急対策に必要な施設である建築物（次項に掲げる建築物を除く。）を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

3 前項に規定する休養施設若しくは教養施設である建築物のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する建築物又は同項に規定する備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設である建築物を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の20（同項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡

名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第1条の3で定める建築物

(2) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第12条第1項の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

4 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第2条で定めるものを設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条及び前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

5 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3項に規定する建築物を除く。)を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条及び前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものと

する。

(休園日及び開園時間等)

第3条の7 略

(休園日及び開園時間等)

第3条の2 略

公園占用料改定資料

(改定後)

(現 行)

種 別		単 位	金 額	金 額	
電柱	本柱、支柱又は支線	1本、 1月	1,340円	1,422円	
標識		同、同	794円	842円	
水道管、 下水道 管、 ガス 管	外径40センチメートル 未満のもの	1メー トル、 同	119円	140円	
	外径40センチメートル 以上1メートル未満のも の	同、同	297円	350円	
	外径1メートル以上のも の	同、同	595円	702円	
電線	電線	同、同	99円	121円	
	地下 電線	外径40センチメー トル未満のもの	同、同	119円	140円
		外径40センチメー トル以上1メートル 未満のもの	同、同	297円	350円
		外径1メートル以上 のもの	同、同	595円	702円
鉄塔		1平方 メー トル、同	993円	1,053円	
変圧塔、マンホールの類		1 箇 所、同	993円	1,053円	
郵便差出箱又は信書便差出箱		同、同	397円	421円	
公衆電話所		同、同	993円	1,053円	
地下の占用物件		1平方 メー トル、同	地上露出部分 601円	地上露出部分 501円	
			地下部分 297円	地下部分 350円	
高架の占用物件		同、同	462円	385円	
天体、気象又は土地の観測施設		同、同	686円	572円	
写真撮影のための常時占用		撮影機 1台、 同	7,920円	8,352円	

写真撮影のための臨時的な占用		1時間	1,402円	1,478円
ロケーション		同	12,375円	13,050円
その他の 占用	競技会、集会	1平方 メートル、1 日	33円	31円
	前記以外の場合	同、同	33円	34円